

会員・STマーク使用許諾契約者各位

平成23年3月8日

日本玩具協会

経産省・消費者庁からの製品事故報告に関する通知について

経産省から「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請（事業者に対する再周知）」（平成23年3月4日付）、及び、消費者庁から「消費生活用製品安全法に基づく報告義務等の周知」（平成23年3月付）について通知がありましたのでご連絡します。詳細は、添付のPDF資料（10ページ）をご参照ください。

（説明）

最近、テレビ台破損や自転車用幼児座席の事故などによるリコールが起きていること、また、2月1日の閣議において、総務大臣から経産省及び消費者庁に対して、「製品の安全対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告が行われました。

これを受けて、経産省・消費者庁は、製品安全対策の取組を強化することとし、今回の通知を行ったものです。

なお、通知内容は、これまでの通知のあった事項（下記）について、再度周知を図るものです。

（これまでの通知）

平成19年4月9日付の通知（経産省通知）

「重大製品事故」についての経済産業省への報告、「重大製品事故以外の製品事故」についての独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）への報告等に関する通知。

平成20年10月10日付の通知（経産省通知）

「重大製品事故以外の製品事故」（非重大事故）について、NITEに対する情報提供に積極的に対応頂きたい旨の再要請の通知

（NITEへの報告の対象となる「非重大事故」の目安が示されている。）

平成21年9月1日付の通知（経産省通知）

消費者庁の設立（平成21年9月1日）に伴い消費生活用製品の事故情報報告制度が変更され、重大製品事故の報告先が経済産業省から消費者庁に変更になった旨の通知。